定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年三月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年二月十二日

名古屋市中村区名駅四丁目三番二五号ホテルキヤツスルプラザ内　株式会社アクバル

代表取締役　シャルマ・アジェイ

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年三月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年二月十二日

大阪市東成区東小橋二丁目八番二号

大阪教科書株式会社

代表取締役　堀　茂夫

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十七年四月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十七年二月十二日

大阪市西区安治川二丁目二番五号

田渕海運株式会社

代表取締役　田渕　訓生

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるホゼ・ヘルナンデスが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

平成二十七年二月十二日

東京都港区虎ノ門四丁目三番二〇号

ＡＩＧ　ＰＣ　Ｇｌｏｂａｌ　Ｓｅｒｖｉｃｅｓ，Ｉｎｃ．

日本における代表者　ホゼ・ヘルナンデス

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である桝田幸次が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十七年二月十二日

神奈川県横浜市中区新港二丁目二番一号

横浜ワールドポーターズ六階

Automated Quality Technologies, Inc.

日本における代表者　桝田　幸次

限定承認公告

本籍山形県米沢市中央五丁目四〇八八番地一、最後の住所山形県米沢市御廟三丁目二番二〇―二号　被相続人　亡　萩原　雅博

右被相続人は平成二十六年十月二十一日死亡し、その相続人は平成二十七年二月三日山形家庭裁判所米沢支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月十二日

山形県米沢市御廟三丁目二番二〇―二号

限定承認者　萩原　武志

限定承認公告

本籍神奈川県厚木市愛甲二丁目九一〇番地一、最後の住所神奈川県厚木市愛甲二丁目一番五―四〇五号　被相続人　亡　伊藤レイ子

右被相続人は平成二十六年七月十三日死亡し、その相続人は平成二十七年一月二十七日横浜家庭裁判所小田原支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月十二日

神奈川県厚木市愛甲二丁目一一番五―四〇五号

限定承認者　伊藤　正勝

限定承認公告

本籍愛知県蒲郡市本町二七一番地六、最後の住所愛知県蒲郡市本町一五番七号

被相続人　亡　浅井　正徳

右被相続人は平成二十六年十月三十一日死亡し、その相続人は平成二十七年二月二日名古屋家庭裁判所豊橋支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月十二日

愛知県蒲郡市本町一五番七号

相続財産管理人　浅井美奈子

任意清算公告

当社は、平成二十七年一月三十一日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十七年二月十二日

岩手県奥州市水沢区佐倉河字前田七五番地一

合名会社同和商事

社員　南　武永

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十七年三月三十一日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十七年二月十二日

東京都世田谷区池尻二丁目三二番八号

株式会社開晴不動産

代表取締役　鈴木　晴

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十七年三月十九日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十七年二月十二日

東京都新宿区西新宿一丁目二二番二号

株式会社日本シーエムシー

代表取締役　若松　勉

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二千三百三十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asuna-accounting.com/company/hsb.html

平成二十七年二月十二日

東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデンタワー

東新宿ビルディング特定目的会社

取締役　中村　武

正誤

ページ	段	行	誤	正
一二	〃	〃	様式第18号の11別紙2	別紙一
〃	〃	終りから九	九	〃
〃	〃	〃	一〇事業年度内	年内
〃	〃	〃	1％	1％以上

（原稿誤り）

平成二十六年十二月十七日外務省告示第三百九十号（バルカ県送配水網改修・拡張計画のための贈与に関する日本国政府とヨルダン・ハシェミット王国政府との間の書簡の交換に関する件）

（原稿誤り）

ページ	段	行	誤	正
三	四	九	十一月二十一日	十一月二十日
三	四	終りから一二	五	〃
三	四	終りから一	十一月二十一日	十一月二十日

（原稿誤り）

平成二十六年十二月十七日外務省告示第三百九十一号（ヨルダン・ハシェミット王国政府に対する贈与に関する日本国政府とヨルダン・ハシェミット王国政府との間の書簡の交換に関する件）

（原稿誤り）

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　二月十二日付第三一号九六

年十二月二十五日付衆会第

ページ●同日付政府調達第二七号四八ページ●二十六

二号八ページ●同月二十四日付参会第一号八ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）